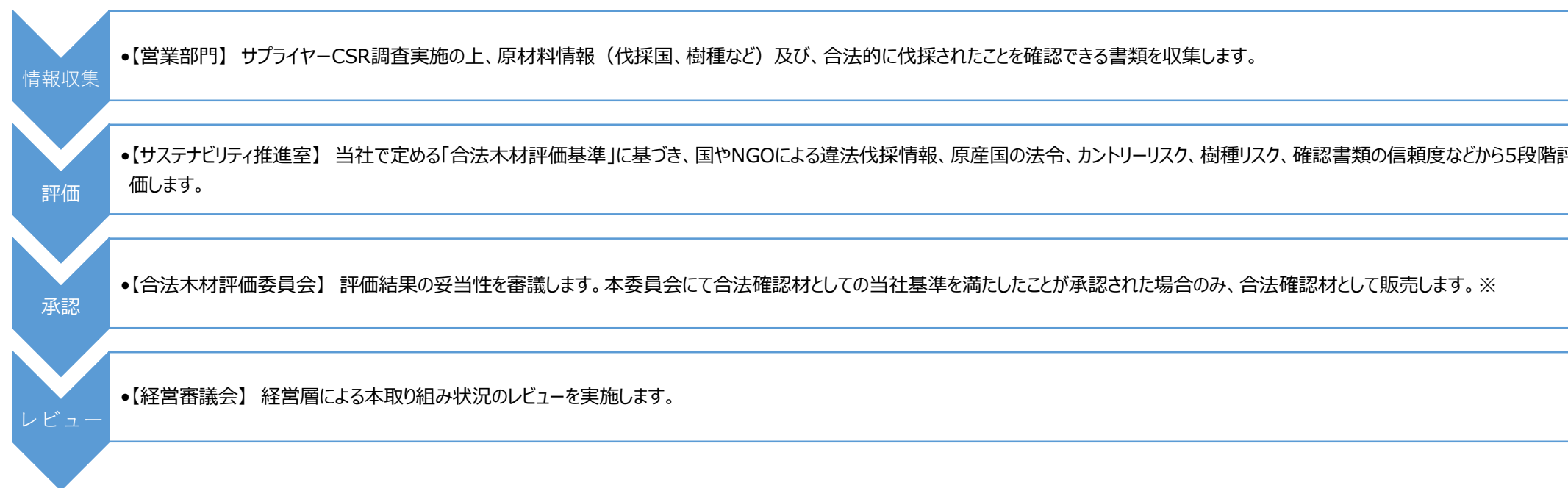


グリーンウッド法への対応

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「グリーンウッド法」）」が2017年5月20日に施行されました。この法律によって、すべての事業者は木材等を利用するに当たって、合法伐採木材等を利用するように努めることが義務付けられました。当社は合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者として木材関連事業者登録（第1種及び第2種）を行い、更なる合法木材の利用推進に取り組んでいます。

推進管理体制

サステナビリティ推進室、営業管理者を中心に構成された合法木材評価委員会を設置。本委員会にて個々の案件ごとに審議し、承認された木材のみ合法確認材として販売します。また、本委員会の運営状況は経営層による審議会にて定期的にレビューします。これらの推進管理体制により、当社の取り扱う合法確認材としての高い信頼性を担保しています。



※合法伐採木材であることの納品書への記載について

合法的に伐採された樹木を原材料としていることが確認できた木材（グリーンウッド法適合商品）には、当社納品書の摘要欄の先頭に「CLW」と記載しております。
【木材関連事業者 登録番号】 JIA-CLW- I , II 17003号

○お問い合わせ先：伊藤忠建材株式会社 サステナビリティ推進室 03-6371-4593 csr@ick.co.jp